

# 処遇改善加算規程



株式会社 レアジャパン

## 処遇改善加算規程

### 第1条（目的）

この規程は、株式会社レアジャパン賃金規程とは別に、介護職員処遇改善加算制度に基づき、社員および嘱託社員、パートタイマーの対し支給する処遇改善（特定処遇改善を含む）加算金について定めたものである。

### 第2条（支給対象者）

介護職員処遇改善加算制度に定められた対象者に処遇改善加算金を支給する。

### 第3条（支給額）

処遇改善加算金の支給額は、介護職員処遇改善加算制度による加算見込額の範囲内において、社員および嘱託社員、パートタイマーの別に会社が定める額とする。

### 第4条（支給日）

処遇改善加算金の支給は、介護職員処遇改善加算制度に定められた配分方法により原則毎月の給与と年2回（12月、3月、5月）賞与に当年分を支給する。

### 第5条（在籍の限定）

処遇改善加算金の支給は、支給日に在籍していない者については支給しない。

### 第6条（キャリアパス）

職位、職責、及び職務内容に応じた任用要件は、別表のキャリアパス表に定める。

### 第7条（賃金体系）

賃金体系については、別表の賃金基準表に定める。

### 第8条（昇給）

昇給は、勤続年数、能力、経験、技能および職務内容などを総合的に評価して決定する。

### 第9条（その他）

この規程は、処遇改善特定処遇改善を含む加算制度が終了すると同時に廃止するものとする。

## 附 則

この規程は令和5年2月1日から施行する。